

「交通規制の実施について」
(緑井小学校通学路対策としての交通規制)

平成 25 年 10 月から、安佐南警察署交通課交通規制係より、緑井小学校の通学時間帯における指定通行禁止規制の実施(案)が検討されてきましたが、この度標識が設置され平成 26 年 7 月 24 日より実施されました。

○規制内容等

規制種別：指定方向外進行禁止

規制時間：7：30 から 8：30 (土、日、休日を除く)

規制対象：車両(二輪のものを除く)

規制場所：毘沙門台二丁目 27 から緑井方面へ

毘沙門台東一丁目 10 から緑井方面へ

○実施に至るには、交通規制係より毘沙門台三町内会の同意を得たいとの意向がありました。

○要望の経緯

全国的な通学児童に対する交通事故の発生を踏まえて市教委、区役所、学校、PTA、地元町内会等を交えた通学路の拠点点検を行ったことによります。

○緑井小学校からの要望事項

通学児童等に対する安全対策として、安佐北区方面から進行してくる通勤車両等を規制して、通学路へ進行してくる車両の交通量(総量規制)を少なくしてほしいというものです。

(写真は毘沙門台東 2 丁目に設置された標識です)



(HP 委員 東町内会 岩淵)



1 要望事項

- ① 緑井小学校の通学時間帯における指定通行禁止規制の実施
- ② 指定駐車禁止(終日)の実施

2 理由

- ① 朝方、毘沙門台団地方面から通勤車両等が通学路(狭路)へ進入し危険である。
- ② 夜景鑑賞者等の車両(二輪車含む)が駐車し騒音等を発生させ美観を損ねる。

3 警察

- ① については、地域住民の影響が少ない指定方向外通行禁止規制により検討中
- ② については、破線区間の指定駐車禁止(終日)規制を検討中

4 規制種別(区間)は上記図面のとおり。

5 各町内会の同意

岩谷・毘沙門台三町内会の同意を得たい

印 2ヶ所 該当(標識設置場所)